

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和4年12月28日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和4年12月28日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス大小路店・西松屋薩摩川内店
薩摩川内市国分寺町字中間6969番 外
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出事項の新設に関する届出
令和4年7月15日
- 3 意見の概要
 - (1) 騒音規制法又は振動規制法に基づく特定建設作業を行う場合、作業開始の7日前までに市環境課へ届出を行うこと。
 - (2) 騒音規制法若しくは振動規制法に基づく特定施設又は薩摩川内市環境保全条例に基づく要保全施設を設置する場合、設置工事開始の30日前までに市環境課へ届出を行うこと。
 - (3) 騒音に係る規制基準の超過に対する対策として実施する自動車走行音の影響の抑制については、確実に実行されるよう啓発を徹底すること。
 - (4) 周辺住民へ事前に説明することにより、騒音・振動対策等について十分な理解を得られるよう努めること。
 - (5) 工事の段階から開店後において騒音、粉じん等に係る苦情が寄せられた場合には、誠意を持って対応すること。
 - (6) 景観法及び都市再生特別措置法並びに土地利用対策要綱に基づく手続きの要否については確認すること。
 - (7) 開発地における雨水排水対策は適切に講じること。